

栃木県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例施行規則

令和8年3月19日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員に関する条例(令和7年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第7号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事に関する辞令の交付)

第2条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事に関する辞令(以下この条において「辞令」という。)を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

- (1) 任期付職員(条例第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下この条において同じ。)を採用する場合
 - (2) 任期付職員の任期を更新する場合
 - (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合
- (その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。